

スポーツ審議会健康スポーツ部会
障害者スポーツ振興ワーキンググループ
最終報告書

令和6年7月25日

目次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（1）障害者スポーツを支える人材の在り方について	
	（2）障害者スポーツ団体の基盤強化について（他団体、民間企業との連携含む）	
3	今後の施策の方向性について（提言）・・・・・・・・	5
	（1）障害者スポーツを支える人材の在り方について	
	（2）障害者スポーツ団体の基盤強化について（他団体、民間企業との連携含む）	
4	スポーツの振興体制について・・・・・・・・	6
	（別添）スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ 中間まとめ・・・・・・・・	8
	（参考1）障害者スポーツ振興ワーキンググループ 委員一覧・・・・・・・・	21
	（参考2）障害者スポーツ振興ワーキンググループ 開催日程一覧・・・・・・・・	22

1 はじめに

東京 2020 パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）を通じて、障害者スポーツは国民の大きな関心を集め、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという共生社会の実現の必要性を意識させる契機となり、人々の意識にも変容が見られた¹²。

こうした東京大会のレガシーとして、また、第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日策定）も踏まえ、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、文部科学省において、令和4年8月、「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」報告書を取りまとめた。

当該報告書において、障害者スポーツの普及に向けた今後の方向性として、障害者スポーツの普及に当たっては、障害の有無に関わらず、ともにスポーツに取り組むという共生社会の理念を柱に据えるとともに、引き続き、スポーツへのアクセスに困難がある人に対するアクセスの改善に向けて、多面的に取り組むこととした。また、障害者スポーツ団体の在り方については、共生社会の実現に向け、健常者と障害者のスポーツを可能な限り一体のものと捉え、競技活動の充実や持続可能な団体運営を図っていく観点から、連携の促進に取り組む必要があるとした。

現在、神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会に引き続き、第25回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）等、国内で開催される国際大会が控えており、こうした国際大会を契機に、東京大会のレガシーをさらに継承・発展し、取組を加速していくべき時期にある。

障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを気軽に楽しめるよう、身近なところでスポーツを実施できる環境の整備のため、本WGにおいては、

- ・ 地域における障害者スポーツの振興の拠点となる障害者スポーツセンターの在り方（①）
- ・ 障害者スポーツの振興に欠かせない、障害者スポーツに関わる指導者等の人材の在り方（②）
- ・ 障害者スポーツの普及を行う障害者スポーツ団体について、競技活動の充実や持続可能な団体運営を図っていくための、他団体や民間企業等との連携を含めた組織基盤強化（③）

の3つを論点として、議論をしてきた。これら①から③までのうち、本WGの中間まとめ（令和5年6月14日、別添参照）では、①障害者スポーツセンターの在り方として、障害者スポーツセンターに期待される機能を4点に整理するとともに、必要な人材や施設・設備、国等による支援の方向性を示したところである。

以上を踏まえ、本報告書では、②障害者スポーツを支える人材の在り方、及び③障害者スポーツ団体の基盤強化の2つの項目について、以下のとおり提言する。なお、①障害者スポーツセンターの在り方については、別添の中間まとめが最終的な提言内容である。

2 現状と課題

（1）障害者スポーツを支える人材の在り方について

障害のある人の運動・スポーツ活動への参加を促進する上で、より身近な地域で障害者スポーツを

1 令和4年度スポーツ庁委託事業「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230501-spt_kensport02-000029224_87.pdf

2 東京 2020 パラリンピック競技大会後の都民意識調査（東京都、令和4年1月28日公表）：
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/01/28/34.html>

実施する機会を増やしていくことが必要である。現在、特別支援学校も含め運動部活動の地域連携・地域移行が進められているが、地域のスポーツ環境はこの観点からも重要である。

地域の障害者スポーツの環境を整備するうえでは、指導の担い手が質的にも量的にも充実する必要がある。日本パラスポーツ協会の「公認パラスポーツ指導員」資格保有者に着目すると、その数は、新型コロナウイルス感染症拡大時に減少しており、近年、ようやくの同感染症の拡大前の水準に戻ってきているところであるが、まだ微増の状況である。また、パラスポーツ指導員資格は、初級、中級、上級があるが、いずれの資格を取得するにも講習会の時間が長く、全てを対面で行っているため、日中仕事などのある方などが取得することは困難な状況である。特に、教室等を1人で企画運営できる水準である中級及び上級の資格については、初級よりも更に長い時間を要することや講習の機会自体が少ないことが制約となっている。

また、障害のある人がスポーツに接し支援を受ける場面においては、必ずしもパラスポーツ指導員のような障害者スポーツを専門とする者にとどまらず、広く一般を対象とする指導者等においても、障害者を指導するにあたっての基本的な知識を有することが望ましい。

さらに、障害者の運動・スポーツ機会は、スポーツ施設だけではなく、自宅や施設などでも行われることが多いことから、パラスポーツ指導員のほか、ボランティアや福祉施設の関係者などをはじめとする、日頃からの障害者に関わる多様な関係者との連携にも留意が必要となっている。

一方で、肝心の資格を取得しても、ボランティアや教室など活動する場がない、又は、場があってもその情報が入手しづらく、特に、若い世代の活動の場がないとの指摘もあり、資格保有者を必要としている場の把握や、資格保有者に対する情報提供・周知をしていく必要がある。

（２）障害者スポーツ団体の基盤強化について（他団体、民間企業との連携含む）

スポーツ団体はスポーツ振興の中心的な担い手である一方、障害者スポーツ団体の多くは財務的にも人員体制的にも小規模であり、十分な活動ができていない。

こうした状況も踏まえ、スポーツ庁では令和4年度より、中長期的な経営戦略（ビジョン）を策定した上で競技団体間の連携・統合を含む組織基盤強化に向けた取組を行う競技団体に対して、取組にかかる費用の支援を実施している⁴。

また、障害者スポーツ団体と民間企業との関係については、企業が財政的に支えるという関係だけではなく、障害者スポーツ団体と民間企業と共にSDGsなど社会課題を共に解決するパートナーとして、障害者スポーツ団体と連携・協働し、障害者スポーツの持つ価値を引き出し共にビジネスを展開したり、中央競技団体と企業が連携して企画・運営することで、全国各地で取組が行われるような事例も見られつつある。

一方で、他団体や民間企業との連携を進めるにしても、その前提となる経営戦略（ビジョン）を策定するにしても、それらを構想・推進する人材が不足している状況であり、財政支援だけでは必ずしも課題の解消には繋がらないと考えられる。

⁴ 団体間の連携強化の事例としてはパラリンピック競技9団体による「P.UNITED」の取組、全日本柔道連盟・全日本視覚障害者柔道連盟・日本ろう者柔道協会による「JUDO for ALL」実現に向けた組織基盤強化事業など

3 今後の施策の方向性について（提言）

（１）障害者スポーツを支える人材の在り方について

- 地方公共団体や都道府県障害者スポーツ協会など様々な主体が関わる障害者スポーツを支える人の活躍の場づくりとして、今後、以下のような取組を実施するべきである。
 - ・ 障害者スポーツセンター機能を基盤とした、障害者スポーツ指導者と、社会福祉施設や特別支援学校等の運動部活動などスポーツ指導者を必要としている場とのマッチングの実施によるネットワークづくり
 - ・ 地方公共団体や障害者スポーツ団体等の活動についてボランティアを行う者に対する研修や教材提供等の支援
 - ・ パラスポーツ指導員養成認定校を卒業し、障害者スポーツに関わった者のキャリアパスに係る事例集の作成・周知
 - ・ 障害者スポーツセンター等を中心に活動する、地域や地方公共団体の特性に応じて様々な機関とのハブとしての役割を果たす障害者スポーツコーディネーターについてのモデル事例の横展開と人材育成
- 障害者スポーツ指導者の人材育成の観点で、障害者スポーツ指導者の資質向上等に向けた研修機会の拡充として、以下のような取組を実施するべきである。
 - ・ 日本パラスポーツ協会パラスポーツ指導員を増やしていくため、当該指導員の座学講習等のオンライン化やオンデマンド化など、広く受講しやすい環境整備
 - ・ 障害者スポーツセンターにおける人材育成のため、全国の障害者スポーツセンターが連携して行う障害者スポーツセンターの若手職員向け研修会・情報交換会の開催
 - ・ 各教育委員会における教員研修や日本スポーツ協会スポーツ指導者向けの研修会や各種会議など、障害者への指導を専門とはしない指導者等が障害者スポーツへの理解を深めるための研修等の充実。教員養成課程の現状についての調査の実施及び当該調査の結果を踏まえた必要な措置の実施
 - ・ 幅広く一般のスポーツ施設の職員の障害者スポーツへの理解を深めるため、例えば、公共施設の指定管理者の職員等の研修参加が促進される方策の検討

（２）障害者スポーツ団体の基盤強化について（他団体、民間企業との連携含む）

- 他団体との連携
 - ・ 障害者スポーツ団体の持続的な団体運営を図る方策の一つとして、他団体との緩やかな連携から団体同士の統合まで、様々な形で団体の連携を進めていくことが考えられる。健常者向けの競技会と障害者向けの競技会を共同で開催するなど団体同士の連携を進めていった結果、団体の統合につながった例もあるため、こうした連携の取組が推進されるよう、既にある各種連携事例を広く横展開するとともに、連携に当たっての阻害要因を分析の上、解決に向けた支援方策について検討するべきである。

○ 民間企業との連携

- ・ 民間企業との連携をさらに促進するため、障害者スポーツ団体自身の強みや、障害者スポーツ団体と連携することによる民間企業にとってのメリットの分析を行ったり、民間企業と共通する社会課題に対し、中央および地域において共に歩んでいくことを支援したりするような仕組み作りが必要である。

○ 障害者スポーツ団体の基盤強化

- ・ 障害者スポーツ団体の基盤強化を促進するため、他のスポーツ団体や企業その他の団体との連携や、その前提となる経営戦略の策定などを構想・推進する人材の確保に資するような施策として、例えば、民間企業からの出向者の派遣（障害者スポーツ団体側の受入）を促進させる仕組みを検討すべきである。

4 スポーツの振興体制について

第3期スポーツ基本計画においては、政策目標の一つに、「誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現する」とことと掲げている。その中で、障害者スポーツの推進に係る今後の施策目標として、「障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう、障害者スポーツの実施環境を整備するとともに、スポーツを実施していない非実施層に対する関心を高めることや障害者スポーツの体験等による一般社会に対する障害者スポーツの理解啓発に取り組むことにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることを目指す」とこととしている。

このようなスポーツを通じた共生社会を実現するという目標の達成に向けては、スポーツ振興の当事者たる国、地方公共団体、スポーツ統括団体等においても、それにふさわしい組織体であることが望まれる。急速な少子高齢化が進むなか、障害のある・なしで区別して取組を進めていくことが困難になってくることも考えられ、一体的な取組は今後ますます重要になってくる。

国においては、障害者スポーツ行政は、当初は厚生労働省が所管していたところ、平成27年度のスポーツ庁発足に先立って、平成26年度、文部科学省に移管され、スポーツ全体の所管省庁が一元化された。こうして新たに発足したスポーツ庁においては、例えば、競技力向上や国際的なスポーツイベントといった施策分野ごとに、障害者スポーツ関連であるか否かに関わらず、同一の部署が担当して一体的に施策を進めている。また、必ずしも一元化ありきではなく、施策分野によっては障害者スポーツの担当部署を設けて、固有の事情に応じた取組を行っている。これにとどまらず、例えば、パラアスリートも含めた世界トップを目指すハイパフォーマンススポーツのサポートで得られたスポーツ医・科学等に係る知見を広く国民の運動・スポーツに活用しライフパフォーマンスの向上に役立てる等、一体的な取組をさらに進めていくべきである。

都道府県では、従前は、障害者スポーツは障害福祉担当部署において所掌していたところ、近年では、スポーツ担当部署が、障害者スポーツ関連施策も所掌し一元化されているケースも出てきてい

る。一元化された都道府県では、例えば、障害者スポーツに係る新規事業の展開が円滑になったり、競技力の向上や一般への普及啓発が進展したりするといった効果も見られており、平成 24 年度には 2 都県⁵であったものが令和 6 年度には 23 都道県⁶とこの 12 年で大きく増加したところであるが、全ての都道府県で一元化が進んでいるわけではない。また、こうした一元化で完結するものではなく、より効果的に施策を展開するためには、スポーツ担当部署のみならず、教育や福祉、まちづくり、産業・観光振興など、様々な部署との連携は依然として重要となる。

もとより、地方行政をどのような組織体制で進めるかは各地方公共団体の判断ではあるが、その判断の検討材料として、国においては、先行して分野に応じて一元化を行った都道府県における成果や課題等を整理し示すことが求められる。

我が国の中央競技団体においては、オリンピック競技団体とパラリンピック競技団体が一体となって選手強化活動を行うなど、競技団体間で連携する事例が増えてきており、オリンピック競技団体とパラリンピック競技団体が統合する事例も出始めているものの、その数はまだ少ない。

他方、国外に目を向けると、11 の国際競技団体がオリンピック競技団体・パラリンピック競技団体で一つの団体となっている⁷他、4 つの国において国内オリンピック委員会と国内パラリンピック委員会が統合している状況⁸である。

こうしたことを踏まえ、我が国におけるスポーツ振興にあたってどのような組織の在り方が適切なのか、諸外国の例も参考に検討が進められることが望まれる。

⁵ 平成 24 年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/suishin/1334630.htm

⁶ スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室調べ

⁷ 令和 4 年度独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ（アーチェリー、カヌー、カーリング、自転車、卓球、テコンドー、テニス、トライアスロン、馬術、バドミントン、ボート）

⁸ 令和 4 年度独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ（アメリカ、オランダ、ノルウェー、南アフリカ）

スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ 中間まとめ

令和5年6月14日

1. はじめに

東京2020パラリンピック競技大会（以下、「東京大会」という。）により、障害者スポーツは国民の大きな関心を集め、障害の有無に関わらず、様々な人々が個々の力を発揮できるようになるという「当然あるべき」社会の実現の必要性を意識する契機となった¹。

東京大会のレガシーとして、また、第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日）も踏まえ、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組をより一層進めるため、文部科学省において、現行の関係施策の整理や関係団体へのヒアリング等を行い、令和4年8月に「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」報告書を取りまとめた。

当該報告書においては、障害のある人となない人のスポーツを可能な限り一体のものとして捉え、障害者スポーツを支える障害者スポーツ団体の組織体制や地域における障害者スポーツの推進体制の整備・強化により、施策展開の基盤を整備するとともに、障害者スポーツの普及と強化の施策を障害者スポーツ振興方策の両輪として展開していくという方向性を示している。

具体的な施策としては、地域における障害者スポーツ振興の拠点となる障害者スポーツセンターの整備促進やオリ・パラ競技団体又は障害者スポーツ団体間の統合も視野に入れた連携体制の整備等が盛り込まれている。

障害者スポーツ振興施策の展開は、障害のある人のスポーツ活動に対する必要な支援をハード・ソフトの両面から充実させ、年齢・性別・障害の有無等に関わらず、あらゆる人がスポーツに参加できる環境の整備に寄与する。こうしたスポーツ環境を実現することで、社会の多様性が確保され、新たな交流や価値の創造にもつながり、また、より多くの人々がスポーツを通じてライフパフォーマンスの向上も含む個々の目的を達成しやすくなり、QOL（Quality of Life, 生活の質）を高めることやWell-beingの実現に資すると考えられる。

現在、2024神戸パラ陸上大会、2025デフリンピック東京大会、2026アジアパラ大会等、今後国内で相次いで開催される国際大会を控える中、さらなる障害者スポーツの振興に向け、東京大会のレガシーを更に継承・発展し、取組を加速すべき重要な時期に差し掛かっているといえる。

こうした背景も踏まえ、今回の中間まとめでは、今後の持続的な障害者スポーツの振興に向け、地域における障害者スポーツ振興の目指すものと、その実現のために地域の障害者スポーツ振興の拠点として障害者スポーツセンターが果た

¹ 第3期スポーツ基本計画、「障害者スポーツ振興方策に関する検討チーム」報告書においても、こうした東京大会のレガシーを継承発展させることを前提にしている。

す役割や持つべき機能等を示し、今後、国等が行うべき支援策も含めてとりまとめた。

なお、本中間とりまとめにおいて、「障害者スポーツセンター」は、単に障害者専用又は優先のスポーツ施設を表すものではなく、地域全体に障害者スポーツの普及等を行う、幅広い機能を持ち、高い専門性を持つ人材と拠点となる施設を含んだ、より包括的な地域拠点を表す。

2. 地域における障害者スポーツ振興について

(1) 障害者スポーツ振興の目指すもの

障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを気軽に楽しめる環境を整備することは重要である。そのためにすべての人が身近なところでスポーツを実施できる環境が必要である。

障害のある人が身近なところでスポーツを実施するためには、生活の場に近いスポーツ施設や社会教育施設、学校体育施設等がアクセスしやすく、スポーツに親しみやすい環境となる必要がある。特に、域内の全てのスポーツ施設が共用で、障害の有無に関わらず利用しやすいことが重要である。

身近な施設が利用しやすい施設となるためには、例えば、スポーツ施設に障害者スポーツに関する有資格者が配置されることや、障害者施設にスポーツ指導の知見を有する人材が増えるなど、障害者スポーツに関するノウハウを持った人材が、より身近に配置される環境を整備するとともに、あわせて、施設利用者の、障害のある人の利用に対する理解を広げ、心理的な障壁を下げる必要がある。

一方で、障害者スポーツに関する高度かつ専門的な知見やノウハウは、障害のある人のスポーツ活動が多い施設に蓄積されることが多く、その他のスポーツ施設には十分ないと考えられる。地域の障害者スポーツの活動や機会の創出に向けた広範な支援を図るために、広域レベル（都道府県レベル、地域の実情に応じて政令市レベル）に1つ以上は、そうした施設も含めた地域の障害者スポーツ振興の拠点があることが重要である。

こうした拠点に加え、障害のある人がスポーツを楽しむに当たっては、どこにおいても、安心してともにスポーツを楽しむ仲間が必要であり、様々な仲間とともに参加できるクラブやチーム等があり、それらの情報を入手しやすい環境が望まれる。

また、スポーツを実施していない人の多くがスポーツに無関心であることや、自身にできるスポーツがあることを知らない等の実態もある。そのような人が、適確な情報や支援を通じて、運動やスポーツに関心を持ち、やりたいスポーツに出会い、日常生活の中でスポーツを楽しめる状況、「Sport in Life」が実現できるようにすることが重要である。

こうした情報や支援を入口に、障害のない人とある人がともに楽しむ多様なスポーツ活動が展開され、スポーツを通じた共生社会の実現が期待される。

（２）障害者スポーツ振興の現状

令和４年度の障害のある人のスポーツ実施率²については、20 歳以上の人は、週１回以上で 30.9%、年１回以上で 54.1%、また、7～19 歳の人は、週１回以上では 35.3%、年１回以上では 64.0%である。いずれも第３期スポーツ基本計画で掲げる目標³を達成していない。

障害のある人の、スポーツ実施における障壁としては、令和４年度では、「体力がない」（25.8%）、「金銭的な余裕がない」（13.4%）、「運動・スポーツが苦手である」（11.4%）、「やりたいと思う運動・スポーツがない」（11.2%）の順に高い。また、令和４年度、スポーツの非実施者（過去１年間に１回もスポーツ等を実施していない者）のうち「特にスポーツ等に関心はない」と回答した者の割合は 78.1%と、スポーツ等に無関心な者の割合が高い。このように、全ての障害のある人がスポーツに親しめている状況ではなく、スポーツに無関心である人が多く、やりたいスポーツに出会えていない人が一定数いることが伺える。

また、障害のある人のスポーツクラブや同好会・サークルへの加入状況については、令和４年度では 9.2%であり、加入していない理由は、「加入したいと思うスポーツクラブや団体、サークルがない」（10.0%）、「障害に適したスポーツクラブや同好会、サークルがない」（8.1%）、「どんなスポーツクラブや同好会、サークルがあるのか情報が得られない」（7.5%）、「活動場所までの交通手段・移動手段がない」（7.1%）、「団体等に参加を断られる」（1.4%）の順に高い。このように、障害のある人の身近なところに活動拠点となるクラブやチーム等がない、または、その情報が得られないということがある。また、障害のある人への理解が進んでいない団体もあることが伺える。

障害者専用・優先スポーツ施設⁴は、「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」（笹川スポーツ財団）によれば、全国に約 150 施設存在する。なお、これらの施設については、これまで、法令等による全国統一の定義や基準が定められておらず、スポーツ振興の観点から計画的整備の対象にもなっていない。

なお、関連して、「公益財団法人日本パラスポーツ協会障がい者スポーツセンター協議会」に登録⁵している施設は、現在、17 都府県に 25 施設ある。この 25

² スポーツ庁委託事業「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」により調査を実施。

³ 第３期スポーツ基本計画においては、障害のある人のスポーツ実施率について、20 歳以上の人は、週１回以上で 40%、年１回以上で 70%、7～19 歳の人は、週１回以上で 50%、年１回以上で 80%を目標としている。

⁴ 「障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究 2021」（笹川スポーツ財団）における障害者専用・優先スポーツ施設とは、身体障害者福祉センター（Ａ型）、旧勤労身体障害者体育施設、旧勤労身体障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズ）、身体障害者福祉センター（Ｂ型）、都道府県および政令市リハビリテーションセンター、障害者更生センターのうち、①体育館、またはプールのいずれかを所有している、②利用を希望する個人、および団体に施設を貸し出している（障害者の個人利用と団体利用がある）の２要件を満たす施設のことである。

⁵ 「公益財団法人日本パラスポーツ協会障がい者スポーツセンター協議会」の登録要件は、①原則として都道府県・指定都市が設置し、かつ専門の指導員を配置し、日常的に障

施設には、障害者専用施設や障害者優先施設、サテライトを設けている施設、体育館、プール、トレーニング室の一部が設置されていない施設、都道府県、政令市が設置者でない施設等もあり、各施設によって状況は様々である。また、各施設の職員数は施設の長を含めて5～51人と、少人数のところから比較的多いところまで様々である⁶。専門職の配置に関しては、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者が全施設に配置されているが、理学療法士、作業療法士、看護師、手話通訳者等の専門職は全ての施設で配置されているわけではない。実施事業としては、施設に障害のある人を集めてスポーツプログラムを提供する事業だけではなく、施設外での教室開催、地域で活動する指導者の養成・派遣等地域全体の障害者にスポーツを提供する事業もある。また、地域のスポーツクラブ等の情報収集・提供や健康・医療相談等は多くの施設で実施されている⁷。

障害者スポーツを支える人材に関しては、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者が中心となって、現場における障害者スポーツの指導を担っている。公認資格6資格（初級パラスポーツ指導員、中級パラスポーツ指導員、上級パラスポーツ指導員、パラスポーツコーチ、パラスポーツ医、パラスポーツトレーナー）を併せて、令和5年現在、有資格者は、合計約27,000人いる。しかしながら、スポーツ教室の企画運営等を担うことができるとされる中級パラスポーツ指導員や上級パラスポーツ指導員は約5,000人で、指導者が不足しているという指摘もある。

行政の体制については、令和4年6月時点で、障害者スポーツをスポーツ部局が所管している地方公共団体（都道府県、政令市）は20都道府県、4政令市、スポーツ部局と福祉部局の共管であるところは11府県、5政令市、福祉部局が障害者スポーツを所管しており、スポーツ部局と連携しているところは14府県、9政令市、福祉部局が障害者スポーツを所管していてスポーツ部局と情報共有もしていないところは2県、2政令市である⁸。このように、障害者スポーツの所管部局は地方公共団体によって異なっており、スポーツ部局と福祉部局の連携については、協議会等を設けて、連携の確保に配慮している例⁹もあれば、連携が十分でない地方公共団体も存在する。

地域の障害者スポーツ協会については、都道府県単位で整備されているが、法人格のない任意団体の協会もあるほか、政令市においては、そもそも障害者スポ

がいのスポーツ指導を実施していること、②原則として体育室、プール、トレーニング室等が設置されていること、の2つである。

⁶ 全国障がい者スポーツセンター連絡協議会において、毎年、各施設の組織体制、事業実績、利用実績等を取りまとめている。

⁷ スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室において、令和4年10～11月に全国障がい者スポーツセンター連絡協議会に入会している施設に確認した結果。

⁸ スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室において、令和4年6月に都道府県と政令市に確認した結果。

⁹ 大阪府や広島県では、スポーツ部局と福祉部局とその他スポーツ関連部局が参画する協議会を設置している。東京都では、スポーツ・福祉・医療等の関係者が参画する協議会の設置等を行う基礎自治体に対する支援事業を実施している。

ーツ協会に該当する組織がないケースもあり、組織体制が脆弱な地域も少なくない。

（３）当面の取組

上記（１）のような環境を実現するためには、全てのスポーツ施設やスポーツクラブで障害のある人がアクセスしやすい環境を整備することや、全ての人に対して障害のある人の施設利用に係る理解を促すことなど、幅広い取組が必要となる。これらを総合的に進めていくために、上記（２）の現状も踏まえれば、まずは、地域で取組を支える基盤となる障害者スポーツ振興の拠点を着実かつ計画的に整備することが重要であり、そうした拠点には、障害者スポーツに関する知見やノウハウが蓄積されていることが必要である。

そのため、障害者スポーツ振興について、当面は以下の取組を推進すると同時に、その進捗を定期的に確認していくことが必要である。

- ① 地域の中心となって、障害のある人の身近なスポーツ環境の整備を支援する障害者スポーツ振興の拠点（障害者スポーツセンター）を広域レベル（都道府県レベル、地域の実情に応じて政令市レベル）ごとに１つ以上整備する。
- ② 障害のある人にとって、アクセスが容易な環境で、スポーツに継続的に親しめるよう以下のことを行う。
上記①の拠点を中心に、
 - １）スポーツ施設やスポーツクラブによる、障害のある人の利用しやすさを改善する取組を支援する。
 - ２）障害のある人の施設利用等に対する理解を促進させる。
 - ３）障害者スポーツに知見を有し、障害のある人にスポーツ指導ができる人材の確保と配置を進める。
- ③ 障害のある人が安心して仲間とともにスポーツをすることができるよう、上記①の拠点を中心に、クラブやチームの活動状況等に関する情報を収集及び発信する仕組みを整備する。
- ④ 上記①の拠点を中心に、上記②及び③の取り組みにあわせて、障害のある人となない人がともにスポーツを楽しむ機会を創出できる人を養成し、多様なスポーツ活動を実現する。

３．障害者スポーツセンターの在り方等について

（１）障害者スポーツセンターの役割

①地域における役割

障害の有無に関わらず、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを気軽に楽しめる環境を実現するためには、自身にどのようなスポーツができるかわからない人も多いことから、まず、障害者スポーツ指導に関する専門的な知見やノウハウを有する障害者スポーツセンターにおいて、障害のある人が初めてスポーツに触れる機会を積極的に創出するなど、障害のある人へのスポーツ導入支援（ガイダンス）の中心となる役割を果たすことが重要である。そして、スポーツに親しむようになった障害のある人が、身近な場所でスポーツ活動を継続で

きるよう、地域における環境整備の中心的な役割を担うことが重要である。

これまで、障害者スポーツセンターは、障害のある人が日常的にスポーツを実施する場や、地域のスポーツ大会や教室を主催者として開催する等、障害のある人の活動拠点の場としての役割が期待され、施設そのものを表すことが多かったと考えられる。一方で、障害者スポーツセンターの施設管理・運営者は、障害者スポーツ協会や障害者スポーツ指導者協議会等、地域の障害者スポーツ団体関係者と連携して、施設の外も含めて地域全体の障害者スポーツの普及に取り組んでおり、その活動は施設内に限ったものではない。こうした現状も踏まえれば、これからの障害者スポーツセンターは、地域の中で、障害のある人がスポーツに出会うところから身近な場所でスポーツを実施できるようになるために、地域の様々な関係者と連携して、域内の活動を支え、育てる存在として、「ハブ」としての役割を担っていくことが期待される。

地域には、障害者スポーツの普及を担う障害者スポーツ協会があるほか、競技別の障害者スポーツ団体、障害者スポーツ指導者協議会等、障害者スポーツを支える様々な団体が存在する。これからの障害者スポーツの振興に当たっては、こうした障害者スポーツ関係団体間の連携はもとより、障害者スポーツを支えるボランティア関係者、スポーツ協会や競技別のスポーツ団体等一般のスポーツ関係団体、スポーツ以外の障害者スポーツに関わる様々な関係者（医療機関、社会福祉施設、教育機関、民間企業、研究機関等）間の有機的連携を構築していくことが重要である。今後、障害者スポーツセンターは、広域における障害者スポーツに携わる関係機関・団体の中核として、ネットワーク形成の主たる役割を担うことが期待される。

さらに、このようなハブとしての役割やネットワーク形成の役割だけでなく、障害のある人もない人も「ともにスポーツを楽しむ」取組の推進やインクルーシブなスポーツ環境の整備のための、先導的な役割も期待される。

②地域における役割分担に関する留意点

障害者スポーツの振興をより持続的かつ効果的・効率的に行うためには、障害者スポーツセンターの施設管理・運営者のみが地域の障害者スポーツ振興の役割を全て担うのではなく、障害者スポーツセンターの施設管理・運営者、障害者スポーツ協会、障害者スポーツ指導者協議会等の実態も踏まえ、障害者スポーツセンターの施設に蓄積された知見とノウハウを最大限に活用しながら、適切に役割分担を行うことが必要である。

また、その際、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員資格取得認定校等と連携し、次世代の障害者スポーツ振興を担う人材の育成等を十分に行うことができる体制を構築することが必要である。

③大都市圏の障害者スポーツセンターに期待される役割

大都市圏の障害者スポーツセンターについては、人員や予算等の面から体制が充実していることや、障害のある人の利用が多いことから、より先進的な取組を行うとともに、他の都道府県にある障害者スポーツセンターに対するノウハウや知見の共有、障害者スポーツセンター間の情報共有や連携の促進等、

より広域における中核的な拠点として活動することも期待される。

(2) 障害者スポーツセンターに期待される機能

①地域の障害者スポーツセンターに期待される機能

上記(1)の役割を果たし、障害のある人がスポーツに出会い、スポーツに親しみ、身近な地域に戻っていくため、障害者スポーツセンターには、主に次の機能が期待される。

1) ネットワーク機能

- ・ リハビリテーション病院等医療関係者、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等学校関係者、社会福祉施設関係者等との連携（障害のある人へのスポーツ導入支援等）
- ・ 障害者スポーツ団体、スポーツ団体、地域のスポーツ施設、スポーツクラブ、サークル、地方公共団体等との連携（障害のある人の身近なスポーツ実施環境の整備、身近な地域の活動拠点への移行支援、障害のある人とない人がともにスポーツを楽しむ環境の整備等）
- ・ 義肢装具士等との連携（用具・装具のフィッティング等のサポート等）

2) 情報拠点機能

- ・ スポーツに馴染みのない障害のある人にスポーツを実施してもらうための情報発信（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等学校による障害者スポーツセンターの施設等の社会科見学等も含む）
- ・ 障害のある人の活動拠点となる地域のスポーツクラブやサークル、活動状況等に関する情報収集及び情報提供
- ・ 障害のある人のスポーツモチベーションを高めるためのアスリートの競技大会における活躍等の状況に関する情報収集及び情報発信
- ・ 競技力を求める障害のある人向けのスポーツ活動に関する情報収集及び情報提供
- ・ 障害者スポーツ活動実施に係る全般的なノウハウの蓄積（スポーツ指導、情報保障等）
- ・ 義肢装具や車椅子等障害者スポーツに必要なスポーツ用具の拠点や義肢装具の専門家に関する情報収集及び情報提供
- ・ 視覚障害、聴覚障害、知的障害等を有する利用者のための具体的な情報保障の提供

3) 人材育成・関係者支援機能

- ・ 障害のある人の身近な場にスポーツ実施環境を整備するための、スポーツ施設、スポーツクラブやサークル、スポーツ指導員、教職員（教員を志望する学生も含む）、理学療法士、作業療法士等の医療関係者（医療関係職を志望する学生も含む）、社会福祉施設の職員、手話通訳者、介助者等に対する障害者スポーツに関する知見やノウハウの提供や支援、指導、助言¹⁰

¹⁰ 東京都では、障害者の施設利用に際して施設管理者等が配慮すべき点をまとめた「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」を作成している。

- ・ 地域の障害者スポーツ振興を支える人材の育成（指導員の養成・研修）・派遣等
- ・ 障害のある人となない人が「ともに」スポーツを楽しむ機会創出のための、団体やスポーツ施設、スポーツクラブやサークル、指導者、教職員、手話通訳者、介助者等に対する、ノウハウの提供、企画の支援、人材の派遣

4) 指導・相談機能

- ・ スポーツをこれから始める障害のある人に対する安全に配慮した指導（障害者スポーツセンターの活動の広報・周知も含む）
- ・ 施設内で行うスポーツ教室や地域へ出張教室、指導者派遣
- ・ 障害のある人の個々の事情にあった継続的なスポーツ実施に関する助言指導
- ・ スポーツ活動を実施している障害のある人に対する、地域の活動拠点を探すための指導助言
- ・ 専門的知見を活かした、学齢期を中心としたスポーツ無関心層のニーズの掘り起こし、啓発、普及活動
- ・ スポーツ実施に必要な用具等の貸し出し、保管
- ・ スポーツ用具や装具のフィッティング、調整、修理等のサポート

なお、現状では、以下のような機能を障害者スポーツセンターの施設管理・運営者が実施していることもあるが、2（1）のような環境の実現を目指すのであれば、こうした取組は基礎自治体レベルの地域の公共スポーツ施設やクラブ・サークル等が実施できるようになることが望ましく、障害者スポーツセンターは、地域の公共スポーツ施設やクラブ・サークルの支援を行い、より身近な地域で障害の有無に関わらずスポーツを実施できる環境を整備することにより注力すべきである。

ただし、重度障害のある人へのスポーツ指導等で、身近な地域のスポーツセンターでは知見やノウハウ、設備面で対応が容易でない場合には、障害者スポーツセンターが中心となって、スポーツ機会の創出、確保に努めることが望ましい。

【地域の公共スポーツ施設やクラブ・サークル等に委ねるべき機能】

- ・ 施設内で行うスポーツ教室や地域へ出張教室、指導者の派遣（地域のスポーツ施設でも企画や実施が可能なもの、参加対象が地域のスポーツ施設でも十分活動可能な者が中心となるようなもの）
- ・ スポーツに触れる機会を増やすための体験会、教室
- ・ ボランティアの情報集約、募集、派遣、育成

等

また、そのほか、地域の実情や障害のある人のスポーツ活動のニーズ等に応じて、以下のような様々な機能を障害者スポーツセンターの機能として付与していくことも考えられる。

【地域のニーズ等に応じて付与することが考えられる機能】

- ・ 障害のある人となない人が「ともに」スポーツを楽しむためのスポーツ教室、大会・イベントの開催
- ・ 各種スポーツ教室、大会、イベントの開催
- ・ カヌーやスキー等の普段体験できない水上スポーツや冬季スポーツに関する教室等の開催
- ・ 競技力向上のための指導
- ・ 競技別障害者スポーツ団体と連携したタレント発掘、育成拠点整備
- ・ 競技別障害者スポーツ団体と連携したアスリート支援
- ・ 医事相談、健康相談
- ・ 関係機関と連携した用具、装具、補助具の開発
- ・ 体育館、会議室等一部拠点の貸し出し（貸館としての機能）
- ・ 各種事業や助成金等に関する相談機能
- ・ スポーツを通じたまちづくりの機能（スポーツツーリズム、国際大会のホストタウン等）
- ・ 地域の福祉避難所としての機能

等

②地域の障害者スポーツセンターの施設の運営等に関する留意事項

障害者スポーツセンターは、障害者スポーツに関する指導等の様々な知見やノウハウを蓄積する必要があるため、障害のある人が日常的に利用できる環境が必要である。障害者スポーツセンターの施設の利用については、障害者専用と共用（障害者優先と優先でないものを含む）が考えられるが、仮に全ての時間帯において、全ての施設を障害のある人の優先利用ではない共用施設としてしまうと、障害のある人の利用が年間を通じて相当に少なくなってしまう、知見やノウハウの蓄積に支障を生じることも想定されることから、障害者専用又は優先であることが望ましい。ただし、障害者専用とする場合には、特に障害のある人となない人がともにスポーツをするために必要な知見やノウハウを蓄積するための取組をあわせて行う必要がある。

また、地域の実情を踏まえ、障害者スポーツセンターの施設を原則として障害のある人が優先利用の扱いとはしない共用施設とする場合には、一部の時間帯又は施設を障害者専用又は優先とする等、障害のある人が利用しやすいような取組を行い、障害者スポーツに関する指導等の様々な知見やノウハウが確実に蓄積できるよう、障害のある人の利用を増やす工夫をする必要がある。

障害者スポーツセンターの施設やサービスは、必ずしも全て無料で利用できなければならないということはなく、利用者が受けられるサービスに応じ、利用者の負担能力等を踏まえ、利用者がサービスを受けるために必要な追加負担のあり方等も踏まえ、各施設において、合理的な範囲で検討する必要がある。

また、障害者スポーツセンターが、他の施設等から費用負担に関する相談を受けた場合には、考慮すべき点について伝え、当事者間での話し合いを促すなど、当事者間の相互理解が深まるような助言等を行うことが望ましい。

障害者スポーツセンターの施設の運営について、地方公共団体が指定管理者

を募集する際には、地域における障害者スポーツ振興の役割分担を考慮し、障害者スポーツセンターの施設の機能と障害者スポーツ振興の中核機能（ハブ機能、ネットワーク機能）を一部区別するなどし、一部の業務については、指定管理業務とは別に業務委託をする方法等も考えられる。また、スポーツ施設の安全管理は、専門的な知見を有する者による施設の設備や用具の日常点検や定期的な安全点検・管理が必要である。障害により様々な補装具や用具を使用することや、直接床と接触することが多い等、障害者スポーツの特徴を踏まえ、障害者スポーツセンターの施設は、何よりも利用者にとって安全・安心なサービスを提供するために、一般のスポーツ施設よりも安全管理に十分配慮できる運営体制が必要である。加えて、障害のある人が多く利用し、専門的な知識や技能が求められる障害者スポーツ指導者を育成する場として適していることも考慮し、施設において十分な人材育成等ができるような運営体制を構築することが望ましい。

また、障害者スポーツセンターの施設の指定管理者を募集する際の基準として、障害者スポーツセンターの役割や求められる機能が変化しつつあることを踏まえ、単に教室やイベント等の実施回数や施設の利用者数だけで評価するようなものでなく、域内全体の障害のある人のスポーツ実施への寄与や、域内のスポーツ施設が障害の有無に関わらず利用しやすくなるような支援、障害のある人となない人がともにするスポーツの環境整備への寄与等のような評価基準を設けることが望ましい。

障害のある人がより身近で利用しやすいスポーツ施設の運営を支える観点から、地方公共団体が地域のスポーツ施設の指定管理者を募集する際には、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者など障害者スポーツに関する資格の保有者や障害のある人への対応に関する講習の受講者の配置を条件にすることが望ましい。また、スポーツ施設の運営体制として、障害のある人が施設利用することを想定して、適切な支援を行うために、必要な人材を確保することも考えられる。

③大都市圏の障害者スポーツセンターに期待される機能

大都市圏の障害者スポーツセンターについては、より広域における障害者スポーツ振興の拠点として、

- ・ ブロックや近隣の他の都道府県の障害者スポーツセンターに対する支援
- ・ ブロックや近隣の障害者スポーツセンター間の連携促進
- ・ 他の都道府県で活動する障害者スポーツに関する幅広い情報収集・共有等の機能を付与していくことも考えられる。

（３）障害者スポーツセンターに必要と考えられる人材

障害者スポーツセンターに配置する人材は、域内の障害者スポーツセンターの役割や備えるべき機能に応じて、様々な人材を地域で確保する必要がある。特に、外部と連携するためのコーディネーター、障害者スポーツセンターの施設の中で専門的なスポーツ指導にあたる指導者は、全ての障害者スポーツセンター

に定常的に配置されることが望ましい。

障害者スポーツセンターの指導者は、様々な障害の特性や配慮事項等を踏まえた安全・安心で、障害のある人一人一人に合わせた多様な指導ができることが期待される。また、重度障害があってもスポーツができることや障害のある人がどうすればスポーツができるかについて理解しており、障害のある人となない人がともにスポーツをするための知見や、公益財団法人日本パラスポーツ協会の中級パラスポーツ指導員相当の知見を有していることが望ましい。なお、元パラアスリート等障害者スポーツの競技経験者が指導者となることで、障害のある人のスポーツに対するモチベーションが高まることや、競技性を求める人に対応しやすくなることが考えられる。

障害者スポーツセンターで、関係者間の連携等を担当するコーディネーターは、個々の障害のある人を理解するだけでなく、障害のある人が日常的に使用している施設や行っているスポーツを理解し、一人一人の異なるニーズに合わせて、域内全体の障害のある人の便益を意識しながら、関係者間の調整ができることが期待される。あわせて、障害者スポーツセンターをハブとした競技団体や関係機関等との連携を持続可能なものとするために、障害者スポーツに対する専門知識だけでなく、スポーツ全般に関する専門知識も備えることが望ましい。なお、コーディネーターが地域を支える民間企業等との連携を行うことも考えられる。

人材を適切に確保し、障害者スポーツセンターの人員体制を整備するに当たっては、職員の定着や持続可能な形で職員の採用・育成等ができるよう、職員の待遇や登用、キャリアに関する仕組みも整備することが望まれる。また、全ての人材を障害者スポーツセンターの施設の職員として配置する必要はなく、例えば、コーディネーターは障害者スポーツ協会等地域の障害者スポーツ団体関係者が担うことも考えられる。

（４）障害者スポーツセンターに必要な施設・設備

障害者スポーツセンターにあるべきスポーツ実施のための施設・設備は、域内の事情を踏まえて、地域で決めていくべきである。ただし、障害のある人のスポーツ実施に関する知見やノウハウを蓄積するために、地域に１つ以上の何らかの施設・設備が必要である。また、地域で障害者スポーツセンターの施設・設備を検討する際には、１つの場所に全てのスポーツ施設を集めるのではなく、域内の体育館、プール、トレーニング室等、所在の異なる複数のスポーツ施設をあわせて１つの障害者スポーツセンターの施設として捉えることも考えられる。なお、所在の異なる複数のスポーツ施設を障害者スポーツセンターの施設とする場合には、主となる施設を決め、どの施設でどのサービスが受けられるか、周知する必要がある。

障害者スポーツセンターの施設は、障害のある人も含め、誰もが安全・安心に過ごし、スポーツを行いやすくするために、施設がユニバーサルデザイン化¹¹さ

¹¹ 令和４年度「誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくり総合推進事業（スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化等推進事業）」（スポーツ庁）において、年齢や性別、障害

れている必要がある。また、障害のある人が利用することから、身体障害者等のためのトイレ（多目的トイレ等）、身体障害者等のための更衣室、障害のある人に音声や光で火災発生や避難誘導を知らせる警報装置、施設内の案内を文字で表示する装置、器具保管庫が必要である。その他、地域のニーズにあわせて、食堂、会議室、宿泊施設等の設置も考えられる。また、車いすを利用する人等、移動に課題のある人が障害者スポーツセンターの施設に通うため、駐車場、入口付近のロータリーが必要であり、その際、利用しやすさを考慮して屋根の設置等も考えられる。また、地域のニーズにあわせて、近隣にバス停を設置することや、送迎バスや送迎車等を用意することも考えられる。

（５）障害者スポーツセンターの整備の進め方

障害者スポーツセンターを広域レベルごとに整備するためには、まず、地域において、障害のある人だけでなく、域内の様々な関係者の意見を聞きながら、既存施設への機能の付与・充実、人員・体制の充実、施設の新設・改修等、整備の進め方を検討する必要がある。その際、PPP／PFI等民間の資金と創意工夫を活用することを検討することも考えられる。

既存の施設に機能を新たに付与する又は充実する場合には、人員と業務量のバランスに留意しながら、人員・体制の充実を行っていくことが考えられる。また、人員・体制の充実にあたっては、障害者スポーツセンターの施設の運営体制の拡充だけでなく、地域の障害者スポーツ協会、各競技の障害者スポーツ団体、障害者スポーツ指導者協議会等、障害者スポーツを支える様々な団体からの協力を得るとともに、社会福祉関係団体、医療関係者、学校関係者等の関係者からの協力も考えられる。さらに、スポーツ推進委員、スポーツ指導員をはじめ、社会教育士等の活用も考えられる。

障害者スポーツセンターの施設を整備する場合には、施設を新設する方法のほか、既存のスポーツ施設の改修や、既存の他の複数のスポーツ施設にネットワークを形成して活用する方法、また、廃校等遊休施設の活用等も考えられる。

４．国等による支援

国等は、地方公共団体による地域の障害者スポーツ振興の拠点（障害者スポーツセンター）の整備を促すため、以下のような支援をするべきである。

- ・ 国は、地域の障害者スポーツ振興の拠点となる障害者スポーツセンターの整備を検討する地方公共団体や、既存の障害者スポーツセンターの機能強化を検討する地方公共団体に対して、計画策定のための支援を行う。
- ・ 国は、地方公共団体や障害者スポーツセンターに対し、用具や情報の拠点整備等の障害者スポーツセンターに必要な機能強化に関する先進的な取組の創出、持続可能な地域の障害者スポーツ振興を支える人材育成の仕組みの整備に向けた支援を行う。

の有無等に関係なく施設を利用しやすくする様々な工夫を示した「スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック」を作成している。

- ・ 国は、障害者スポーツセンターを中心とした地域における医療、福祉、教育等と連携した障害者スポーツ振興を進めるため、連携の中心となるコーディネーターの配置状況や取組内容も含め、具体的な取組事例を収集して、地方自治体や障害者スポーツ団体等に周知する等、必要な支援を行う。
- ・ 国は、地方公共団体に対し、障害者スポーツセンターの施設・設備の整備に必要な情報提供や支援を行う。
- ・ 国は、大都市の障害者スポーツセンターに対して、他の都道府県にある障害者スポーツセンターに対するノウハウや知見の共有、障害者スポーツセンター間の情報共有や連携の促進等、より広域における中核的な拠点として活動するために、必要な支援を行う。
- ・ 公益財団法人日本パラスポーツ協会は、本中間まとめの内容を踏まえ、地域の障害者スポーツセンターとなり得る拠点に関する情報収集や地域で障害者スポーツ振興を担う団体等と意見交換を行い、積極的に公益財団法人日本パラスポーツ協会障がい者スポーツセンター協議会への登録を促していくべきである。また、登録要件を満たしていない場合には、必要な機能が備えられるよう、必要な指導助言等、支援を行う。さらに、障害者スポーツセンターの機能強化に向けた支援も行う。
- ・ 国や公益財団法人日本パラスポーツ協会は、公益財団法人日本パラスポーツ協会障がい者スポーツセンター協議会に登録する障害者スポーツセンターに対して、障害者スポーツ施策に関連する情報を幅広く提供する。
- ・ 国や公益財団法人日本スポーツ施設協会は、公共スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、障害者スポーツセンターと連携して、施設管理者に向けた障害者対応講習会等を継続的に行うとともに関連する情報を幅広く提供する。

(参考1) 障害者スポーツ振興ワーキンググループ 委員一覧

井上 貴雅	東京都練馬区立石神井西中学校校長 (令和6年4月～)
岩田 史昭	公益財団法人日本スポーツ協会常務理事兼事務局長 (令和5年8月～)
上山 亜紀子	東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部パラスポーツ担当部長 (令和6年4月～)
○ 遠藤 恵美	公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会書記
岡田 美優	一般社団法人 Knocku 代表理事
大日方 邦子	一般社団法人日本パラリンピアンズ協会理事
小淵 和也	公益財団法人笹川スポーツ財団スポーツ政策研究所政策ディレクター
金山 千広	立命館大学産業社会学部教授
河合 純一	公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会委員長
倉野 直紀	一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会事務局長
齊藤 陽睦	東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部パラスポーツ担当部長 (～令和5年3月)
澤江 幸則	筑波大学体育系准教授
澤崎 道男	東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部パラスポーツ担当部長 (令和5年4月～令和6年3月)
高汐 康浩	東京都府中市立府中第八中学校校長 (～令和6年3月)
高山 浩久	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会東京都障害者総合スポーツセンター
長ヶ原 誠	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
鳥居 昭久	東京保健医療専門職大学リハビリテーション学部准教授
根本 光憲	公益財団法人日本スポーツ協会インテグリティ推進部インテグリティ推進課参事 (～令和5年7月)
日比野 暢子	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授
◎ 藤田 紀昭	日本福祉大学スポーツ科学部教授
三浦 昭広	東京都立町田の丘学園校長
水原 由明	公益財団法人日本スポーツ施設協会常務理事
渡邊 浩美	公益財団法人スペシャルオリンピックス日本常務理事

(五十音順、敬称略)

※ ◎は主査、○は主査代理

(参考2) 障害者スポーツ振興ワーキンググループ 開催日程一覧

第1回	令和4年	12月	5日	(月)
第2回	令和5年	1月	25日	(水)
第3回	令和5年	2月	24日	(金)
第4回	令和5年	3月	22日	(水)
第5回	令和5年	4月	21日	(金)
第6回	令和5年	5月	19日	(金)
第7回	令和6年	1月	23日	(火)
第8回	令和6年	3月	15日	(金)
第9回	令和6年	4月	26日	(金)
第10回	令和6年	5月	29日	(水)
第11回	令和6年	7月	1日	(月)